受益者負担に関する検討部会 答申 構成素案 (図表)

- 1 はじめに 諮問経過・部会検討経過
- 2 現 状受益者負担の現状等
- 3 受益者負担の基本的な考え方

行政サービスのコスト(原価) × 行政サービスの類型による負担割合

行政サービスの類型による負担割合は、市が税(公費)で全額負担すべき領域と、受益者に一定割合の負担を求める領域に区分するとともに、負担を求める領域については、市による実施の義務・裁量、市場性・公益・私益性の度合い、受益者に負担を求める費用等を考慮し段階的に設定する。

4 コスト(原価)の範囲

(1) 施設・事業実施に要するコストの要素

区分		コストの要素		
サービス提供費		講座開催等に伴う講師派遣料・謝礼金、サービス提供のために直接 要する消耗品などの物件費・職員人件費		
施設提供費	施設維持・ 運 営 費	施設の維持・運営に要する光熱水費、複写機等の賃借料、施設・設備の保守点検料、日常的な施設の補修・維持修繕費、職員人件費などの経費		
旋 洪 貿	施設建設費	施設建設費・大規模改修費 (減価償却費に相当)		
間	接 経 費	本庁等の事業企画管理部門で間接的に従事する職員人件費		

(2) 受益者負担の対象とするコストの考え方

サービスの類型	対象とするコストの考え方			
成人学校・狂犬病予防注射などの 役務提供型	サービス提供費 + 施設維持・運営費 + 施設建設費			
教育文化施設・社会体育施設など 施設利用型	施設維持・運営費 + 施設建設費			

法制度によって対象に含めるよう定められているものを除き、間接経費は受益者負担の 対象経費に含めない。

H20.2.5 第4回 受益者負担に関する検討部会資料 1-2

5 受益者負担区分と負担割合

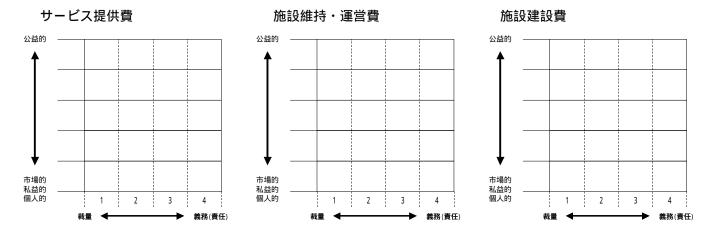
(1) 受益者負担区分

市による実施の義務・裁量の度合いによる区分

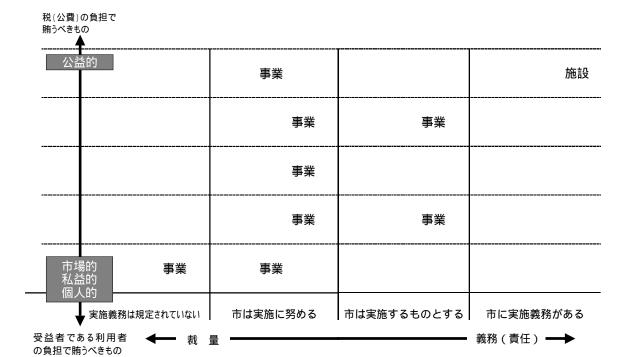
区分	1	2 3		4		
内容	市の実施義務は規定 されていない	市は実施に努める	市は実施するものと する(選択は可)	市に実施義務がある		
度合い	裁量 ◀			→ 義務(責任)		
受益者負担	*			> 小		

市場性、公益・私益性の度合いによる区分								
区分	内 容	度合い	受益者負担					
	・生命安全確保、危機対応(消防・防疫・災害対応など) ・市民の日常的な安全安心の確保、危険を防止するもの ・弱者を保護・救済するもの ・サービスを利用する人数・量に制限がないもの ・個人が受ける利益よりも、社会全体や他の市民が広く 受ける利益が大きなもの	公益的	小					
	・ と の中間的なもの							
	・利用者と税(公費)で負担を分け合うべきもの							
	・ と の中間的なもの							
	・個人の余暇の充実、ゆとりを求めるもの ・民間企業でも同じサービスを提供しているもの ・利用できるサービスに制限があるもの(貸室の使用など) ・市民以外を対象としたもの ・サービスを受けた効果・利益が個人に留まるもの	市場的 私益的 個人的	★					

(2) 負担割合基準



6 施設・事業の位置付け



7 基準に基づく使用料等の決定にあたって